

令和3年第2回取手市議会臨時会提出予定議案説明記録【未校正】

実施年月日	令和3年4月20日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○議長（齋藤久代君） 皆さん、こんにちは。本日は、第2回臨時会に向けて、事前にオンラインにより議案の説明を行っていただきます。これまで新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前にオンラインにより議案の説明を行っていただいたところですが、3月16日の議会運営委員会において、平常時においても事前にオンラインにより議案の説明を行うことについて、取手市議会の申合せ事項とすることを決定しておりますので、御承知おきください。

それでは、まず説明をいただく前に、新年度になりまして初めての本会議を前に、新任部長から挨拶をいただきたいと思えます。

○消防長（秋山龍司君） 貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。私、令和3年4月1日付で消防長に就任いたしました、秋山でございます。今この議場に立ちまして、改めてその重責に身の引き締まる思いをしているところでございます。もとより微力ではございますが、取手市民の安全・安心を確保するという消防の使命達成のため、職員全員一丸となりまして取り組む所存でございますので、議員の皆様、引き続き、温かい御支援、御指導のほどをよろしくお願いいたします。以上で御挨拶とさせていただきます。

○議長（齋藤久代君） ありがとうございます。それではこの後、各議案について説明をいただきたいと思えます。

議員の皆さんに申し上げます。本日は議案の説明をお聞きするだけですので、御自分のカメラ画像・音声は切っておいていただいて結構です。また、本日の議案説明の様子は、後ほどYouTube上で確認できるようにいたしますので、聞き漏れなどはそこで確認するようにしてください。さらに、発言記録は本日中にサイドボックスに登載いたします。

それでは藤井市長、よろしくお願いいたします。

○市長（藤井信吾君） 令和3年第2回取手市議会臨時会に係るオンライン会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。まず初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、議員の皆様、また事業者や医療従事者をはじめとした市民の皆様に、長期間にわたりまして様々な御協力を賜っております。厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。さて、ワクチン接種に関しましては、5月8日から始まり集団接種に先駆けて、昨日4月19日から電話及びインターネットにて接種予約を開始いたしました。また、御高齢の方々のインターネット予約を支援するため、公民館など市内20か所で取手市独自の予約会を実施をし始めたところでございますが、特に昨日、予約サイトのアクセス障害やコールセンターにつながりにくい等の不具合が発生いたしました。市民の皆様には大変な御心配、御不便をおかけいたしましたことをおわびを申し上げます。現在、

状況の改善、またワクチン接種事業全体の円滑な推進に向けまして、市を挙げて最善を尽くしております。どうか議員の皆様、市民の皆様におかれましては、引き続きの御理解と御協力をくださいますようお願いを申し上げます。なお、このたびの臨時会は主に新型コロナウイルス感染症対策に関する議案を御審議いただくため開催をお願いしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、議案第 32 号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。議案第 32 号、令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 4 億 5,248 万 1,000 円を増額し、予算総額を 377 億 6,825 万 5,000 円とするものであります。今回の歳出予算の補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。国の令和 2 年度第三次補正予算において増額されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、様々な対応策を実施いたします。

まず、市民生活支援策といたしましては、新しい生活様式に即した移住促進を図るため、テレワークを行う移住者への補助などを行います。また、就学援助世帯の児童生徒に読書感想文の課題図書等を配布することにより、学習機会を確保しつつ保護者への経済的支援を行います。

次に、経済支援策といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種を早期に進めるため、個別接種に御協力いただける医療機関に対して支援金を交付いたします。また、市内事業者の感染症防止対策や新しい生活様式への対応を促進しつつ市内経済の活性化を図るため、事業所等の改修や附帯設備設置、備品購入等の費用の支援を行います。

次に、感染拡大防止策といたしましては、まず公立保育所や福祉施設、小中学校をはじめとした各公共施設において、衛生環境保ち感染拡大を防ぐため、所要の改修や施設整備を行います。また、市職員の分散勤務体制を強化し、非常時の業務の継続性を確保する観点から、在宅型テレワークを導入するための環境の整備や分散勤務が可能な施設の拡充を進めます。主な内容としては以上でございますが、今回の補正予算ではただいま御説明いたしました以外にも、昨年度から引き続き実施するものを含め様々な事業を実施し、市民の皆様の健康と安全を守り、地域経済の下支えをしてまいります。

次に、歳入予算の主な補正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し、先ほど歳出で申し上げた各事業に充当しております。またこのほか、事業に伴う財源調整として、ふるさと取手応援基金及び財政調整基金を増減しております。第 2 表、債務負担行為補正につきましては、テレワーク環境構築業務委託を追加するものであります。

続きまして、承認第 1 号から第 5 号までの 5 件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。当該議案 5 件は、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、同条第 3 項の規定によりご報告申し上げます。

承認第 1 号、取手市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでありま

す。本件につきましては地方税法の一部改正に伴い、次の3点について必要な改正を行うものであります。1つ目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期限を延長するとともに、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を創設するものであります。2つ目は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しと臨時的軽減の適用期限の延長及び種別割のグリーン化特例の延長を行うものであります。3つ目は、個人住民税の住宅ローン控除について、適用期限を延長するものであります。

次に、承認第2号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては地方税法の一部改正に伴い改正するもので、土地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期限を延長するとともに、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を創設するものであります。

次に、承認第3号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を令和3年度末まで継続するとともに、所要の措置を行うため改正するものであります。

次に、承認第4号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染して、世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や当該感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例措置を令和3年度末まで継続するとともに、所要の整備を行うため改正するものであります。

次に、承認第5号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,225万円を増額し、予算総額を373億1,577万4,000円とするものであります。補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国が創設した子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯分につきまして、可能な限り早期に実施する必要があることから、急遽、補正予算措置をしたものであります。

以上6件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。提出した議案につきましては、慎重審議の上、可決決定また御承認くださいますようお願いを申し上げます。なお、この後、詳細につきまして、担当部課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部長の牧野でございます。それでは、承認第1号、取手市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、主な改正3点について御説明いたします。なお、本改正はいずれも地方税法等の一部改正に伴い行うものでございます。1点目に、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続について御説明いたします。対応する条文は8ページの附則第11条から、13ページの第13条の3となります。こちらは、評価替え年度である令和3年度から令和5年度までの間、据置き年度において、価格

の下落修正を行う措置並びに現行の負担調整措置の仕組みを継続するものです。また、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものです。

2点目の軽自動車税に係る見直しについて御説明いたします。対応する条文は、15ページの附則第15条の2から18ページの第16条の2となります。現行の環境性能割の軽減について、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すものです。なお、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置については、その適用期限を延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。また、種別割のグリーン化特例については、重点化及び基準の切替えを行った上で2年延長いたします。

3点目の住宅ローン控除の見直しについて御説明いたします。対応する条文は、19ページの附則第26条となります。所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者となる令和4年末までの入居者についても、所得税から控除し切れなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除する措置を講じるものです。

続きまして、承認第2号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。主な改正としては、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続となります。対応する条文は、3ページの附則第7項から8ページの第19項となります。内容につきましては、承認第1号の取手市税条例等の一部を改正する条例における1点目の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上、2件の税条例改正の内容について御説明いたしました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。続きまして、承認第3号、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。令和2年2月1日から令和3年3月31日が納期限の国民健康保険税につきまして、新型コロナウイルス感染症に感染し、世帯の主たる生計維持者が死亡した場合、また収入が一定程度減少した場合等に、国民健康保険税減免についての特例措置を行いました。今回の条例改正では、特例措置の期間を令和3年度末まで継続するとともに所要の整備を行うものでございます。本件につきましては、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきます、同条第3項の規定により御報告を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部の稲葉です。承認第4号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。令和2年2月1日から令和3年3月31日が納期限の介護保険料について、新型コロナウイルス感染症に感染して世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や、コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例措置をとりました。今回の改正は、この特例措置を令和3年度末まで継続するとともに、所要の整備を行うため改正

するものでございます。

続きまして、一般会計補正予算（第2号）専決処分、承認第5号についてご説明申し上げます。こちらは、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分関係になります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などによる支出増加の影響を勘案し、低所得のひとり親世帯795世帯に対し、児童1人当たり一律5万円、総額6,060万円、支給に要する事務費165万円を合わせて、6,225万円を専決させていただきました。速やかに支給するため、支給日を5月1日と定め、現在作業を進めております。4月末から5月上旬に対象となる方に案内通知をお届けする予定になっております。以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部長の牧野でございます。続きまして、議案第32号一般会計補正予算（第3号）及びここに計上されている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明させていただきます。説明に当たりまして、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明させていただき、その後補正予算としての内容について補足説明をさせていただきます。初めに、資料の確認をお願いいたします。まず、臨時交付金の資料といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国第三次補正分）活用事業一覧、次に、今回の臨時会の議案第32号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第3号）、そして、議案の説明資料としまして令和3年度取手市一般会計4月補正予算（案）の概要、令和3年度4月補正予算債務負担行為設定資料となっております。

それでは初めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業について御説明いたします。まず、国における今回の臨時交付金の概要についてですが、国は新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、自治体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、令和2年4月30日に成立した第1次補正予算で1兆円を計上しました。その後、6月12日に成立した第2次補正予算において2兆円が追加され、さらに令和3年1月28日に成立した第3次補正予算においても1.5兆円が追加されたところです。

次に、取手市における活用状況についてですが、国の第1次補正予算分として3億4,654万8,000円と、第2次補正予算分として8億2,712万円、合わせまして11億7,366万8,000円が配分されており、既にこれらを活用した様々な事業を展開し、さきの3月議会においては、その執行残額を用いた組替えも行い、繰越明許により事業実施に着手しているところです。第3次補正予算分については、既にお示ししておりますとおり、取手市における配分額は3億8,582万8,000円となっております。この第3次補正分については、既にお伝えしておりますとおり、国の本省繰越しを受けており、市においては、令和3年度の予算として今回の補正予算に計上しております。交付金活用事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与える中、当面の課題である感染拡大防止及び経済活動を含めた市民生活を総合的に支援するため、1次分・2次分と同様に、市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の3つを柱とした対策を引き続き実施いたします。

それでは、臨時交付金活用事業一覧を御覧ください。表の構成は、左から柱立てしました項目、事業番号、事業名、事業費と財源内訳になっており、一番右に事業の簡単な概要が記載されております。事業数は全部で 18 事業であり、内訳は市民生活支援が 6 事業、経済支援が 5 事業、感染拡大防止が 7 事業となっております。先に、2 ページ目の表の一番下、合計欄を御覧ください。今回の臨時交付金を活用しました事業費総額は、一番左の欄にございますように 4 億 6,725 万 3,000 円で、財源内訳はその他の特定財源が 3 万 7,000 円、臨時交付金が太枠で囲んであります欄となりますが、3 億 8,582 万 8,000 円となっております。また事業の実施に当たっては一般財源も 8,138 万 8,000 円活用しております。なお事業の一部には、既に令和 3 年度当初予算に計上済みであり、今回の補正予算では、臨時交付金を充当する財源充当の変更のみを行う事業が含まれるため、先ほど申し上げた臨時交付金活用事業の総額 4 億 6,725 万 3,000 円と、補正予算額の総額である 4 億 5,248 万 1,000 円とは若干の差異が生じております。それでは活用事業一覧に基づき、担当部長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは、活用事業一覧にあります。1、テレワーク移住促進補助金、10、壁画制作事業、11、指定管理者施設休業支援金の 3 事業について説明させていただきます。まず、1、テレワーク移住促進補助金 665 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークを行う方が増えていることから、感染対策としてテレワークを推進するとともに、そのような方々を市外から取手市に呼び込み、移住・定住を促すため、補助制度を新たに設けるものです。この制度は 3 つの柱としまして、テレワークを行う方の住宅取得への補助制度、テレワークを行う方への家賃への補助制度、テレワークのために民間施設等を利用した場合の補助となります。補助対象者としましては、住宅取得等の家賃補助については市外からの転入者とし、テレワークのための民間施設の利用については、取手市市民の方も含め、どなたもお使いいただけるものです。

まず 1 つ目の住宅取得補助ですが、住宅を購入して移住される方がテレワークを行う場合に補助金を交付するものです。上限を 50 万円とし、住ま入る（スマイル）支援プランの補助上限額である 50 万円と合わせると 100 万円、また、わくわく取手生活実現事業の対象にもなると 100 万円の補助となることから、3 つの補助を併用しますと、最大 200 万円の補助金交付が受けられる制度となっております。続きまして、家賃補助ですがアパート等の賃貸物件を借りて移住される方がテレワークを行う場合に、月額最大 2 万円の補助金を交付するものです。最後に、民間施設のテレワークプランを利用する場合の補助については、主に、市内のホテル等で日中のテレワークプランを利用される場合には、補助金を交付するもので、補助率は 2 分の 1 で 1 回当たり上限は 2,000 円としております。このコロナ禍の中で、働き方の変化において、取手市は都心に近いアクセスもすぐれており、これらを移住促進の 1 つの契機と捉え、進めていきたいと考えております。続きまして、経済支援 10 の壁画製作事業は、芸術活動発信の拠点でもある市民会館入り口正面に、コロナ禍で活動の場を失っている市内在住または取手市を活動の拠点としている多くの芸術家に壁画を製作してもらうものです。芸術家に経済的支援をするとともに、市内外の施設

利用者にアートのまち取手をPRしていくための壁画によるまちづくり委託料 693 万円を計上しているものです。

続きまして、11、指定管理者施設休業支援金について説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症に関する茨城県独自の緊急事態宣言の発令が令和3年1月18日から22日に出されました。この発令を受け、休館となった指定管理者に対し休業支援金を支給するものです。対象となる指定管理施設及び支援金額は、グリーンスポーツセンター指定管理者が264万1,000円、取手ウェルネスプラザ・取手ウェルネスパークの指定管理者が135万7,000円、市民会館・福祉会館の指定管理者が44万2,000円で、合計444万円となります。私からの説明は以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 続きまして、教育委員会より御説明いたします。表の上から2行目、市民生活支援の項目2のGIGA（ギガ）スクール環境整備事業についてです。令和2年度に実施したGIGA（ギガ）スクール環境整備事業の一環として配備したタブレット型パソコンの周辺機器を購入し、教育現場でのICT活用を図るため、小中学校分合わせて7,310万円を補正するものです。内容としましては、授業中にタブレット型パソコンの画面を投影する大型提示装置や児童生徒がタブレットを持ち帰り、家庭で学習する際に必要な備品を購入するものです。

続いてその下段、就学援助世帯への課題図書等配布事業についてです。小学校及び中学校の就学援助認定を受けた児童生徒に対し、夏休みの読書感想文課題図書等を支給するため、小中学校分合わせて347万3千円を増額補正するものです。今回、学用品などの通常の就学援助費の支給に加え、夏休みの読書感想文課題図書並びに茨城県優良図書を支給することにより、保護者への経済的支援や児童生徒の学習機会の確保を図るものです。

続いてその下段、修学旅行及び校外学習の延期に対する支援事業についてです。令和3年度、市立小中学校における修学旅行及び校外学習の中止または延期等に伴い、キャンセル料等の追加的費用が発生した場合に、保護者の経済的負担を軽減するために市が支援を行うものです。小中学校分合わせて1,029万2,000円を補正するものです。

続いて項目6、家庭学習用インターネット環境整備補助金についてです。市立学校に在籍する児童生徒のうち就学援助世帯に対し、児童生徒がオンライン家庭学習を行うための通信環境整備に要する初期費用の一部を補助するものです。本事業は、当初予算で議決いただいているものですが、今回の交付金を利用し、財源充当の変更をするものです。

次に、感染拡大防止の項目16の小中学校オンライン化推進事業についてです。市教育委員会と小中学校の校長会・教頭会・養護教諭部会等の会議をオンラインで開催する環境整備を行います。本事業に必要なノートパソコンの配備やGIGA（ギガ）スクール構想に関連する各種システムに接続するための設定作業を委託するため、1,144万円を補正するものです。

続いてその下段、小中学校の感染症予防対策事業についてです。小中学校の校舎、体育館及び給食室のトイレ改修・自動水栓化を行うとともに、校内の消毒作業の人員確保また児童生徒の体調管理や家庭での状況確認等について、保護者との連絡を密にするため、必要な経費として合計6,496万4,000円を補正するものです。

続いてその下段、公共施設の感染症予防対策事業についてです。ここでは教育委員会以外の所管についても一括して御説明いたします。感染症予防対策として、障害者福祉センターの自動水栓化、勤労青少年体育センターのトイレ改修、旧学校体育館のトイレ改修を行うとともに、パーティションや消毒液等を必要な施設に確保し、施設等利用者に対して安全な環境を提供するための経費として、合計で4,873万5,000円を補正するものです。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。続きまして私のほうからは、活用事業一覧表の5番目でございます申請時特別給付金でございます。こちらにつきましては令和3年度の当初予算に計上しております事業の財源充当の変更となっております。

続きまして一覧表の7番、新型コロナウイルスワクチン接種施設協力金でございます。3,360万円、こちらは新型コロナウイルス感染症対策経費といたしまして、新型コロナウイルスワクチンの市民への接種を早期に、かつ円滑に進めていくために、個別接種に御協力いただきます医療機関への協力支援金となっております。ワクチンの性質から全身性アレルギー反応等への対応にも特化いたしました2次救急医療機関のほか、市内の病院や診療所等に対しまして、ワクチンの接種、その準備から実際の実施に向け御活用をいただくものとなっております。健康増進部の所管は以上の2事業となります。よろしく願いいたします。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、交付金活用事業一覧、8番、事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金について御説明いたします。市内の事業所等において、新型コロナウイルス感染防止のための改修や附帯設備の設置、備品等の購入を行うなど、新しい生活様式への対応に取り組んだ費用に対し補助金を交付するもので、事業費総額5,213万8,000円を計上しております。令和2年2月1日から令和3年10月31日までに実施及び支払いが完了したものを対象とし、対象経費の2分の1かつ1事業者につき10万円を上限に補助を行うものです。以上です。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 続きまして、都市整備部の齋藤です。都市整備部所管の予算についてご説明申し上げます。活用事業一覧の9番となります。地域公共交通等支援事業補助金を300万円計上してございます。昨年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者が減少した市内を運行する路線バス7路線に対する支援を実施いたしました。今回は市域をまたいで運行する3路線に対しまして、将来にわたる安定的な運行と市民生活に必要な移動手段の維持を図ることを目的に補助金を交付するものでございます。以上です。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。私のほうからは、事業番号12、在宅型テレワーク導入事業及び事業番号13、分散勤務体制強化事業、こちらについて説明させていただきます。まず、事業番号12、在宅型テレワーク導入事業です。自治体におけるテレワークの実施については、国では、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画において、新型コロナウイルス感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段と位置づけ、自治体のテレワーク導入・活用に向けて積極的な支援策を講じているところです。本市におきましても、新型コロナウイルス感染症をはじめとした非常時における

業務の継続性を確保するため、さらに職員の業務と家庭との両立支援やワークライフバランスの充実、生産性の向上を図ることを目的として、在宅型テレワークに対応できる端末及びシステムの導入を行います。導入に当たっては、総務省の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準拠するシステム環境を構築いたします。導入経費として、テレワーク用貸出し端末購入 60 台、2,224 万 2,000 円。仮想環境構築費用、528 万円。セキュリティ対策等ソフトウェア購入費 264 万円で、計 3,016 万 2,000 円となります。運用経費として、中継認証サーバー使用料 50 ライセンス、5 年分、371 万 2,500 円。庁内特定通信環境構築費用、1,517 万 5,710 円。セキュリティ対策等ソフトウェア購入費、208 万 3,400 円で、計 2,097 万 1,610 円となります。合計で 5,113 万 4,000 円の事業となります。

続きまして、事業番号 13、分散勤務体制強化事業です。新型コロナウイルス感染症対策及び業務の効率化の推進を図るため、藤代庁舎、分庁舎、消防本部、柵木消防署、宮和田出張所の各施設に、無線 LAN (Wi-Fi) 及び有線 LAN 環境を整備することにより、ウェブ会議等を実施できるようにするものです。藤代庁舎分で 902 万円、分庁舎分で 284 万 5,000 円、消防本部分で 107 万 6,000 円、柵木消防署 2 階 2 部屋分で 108 万 2,000 円、宮和田出張所 2 階 2 部屋分で 108 万 2,000 円。また、柵木消防署、宮和田出張所に、サテライト用の電話機を設置するための費用 66 万円。そして、サテライトオフィスに設置する VLAN ハブ 35 台の購入費で、91 万 7,000 円。合計で 1,668 万 2,000 円の事業となります。

続きまして、債務負担行為について説明させていただきます。補正予算書 27 ページ、テレワーク環境構築業務委託の債務負担行為についてです。新型コロナウイルス感染症対策として実施する在宅型テレワーク環境のネットワーク整備に当たり、一部ネットワーク機器等の保守やライセンス期間が複数年にまたがることから、債務負担行為を設定するものです。期間としましては、令和 3 年度から令和 8 年度までとなります。限度額につきましては、令和 3 年度中に支払いが完了し、令和 4 年度以降の支払いは生じないためゼロ円となります。以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部所管分についてご説明申し上げます。一覧表の 14 番、保育所の感染症予防対策事業です。白山保育所は、児童用トイレの床が昔から水を流して清掃するタイル張りの湿式トイレです。湿式は、拭き掃除で管理するビニールシート張りの乾式トイレと比べて湿気がこもりやすく、菌が繁殖しやすいとされています。感染症予防対策としてトイレを乾式化し、あわせて老朽化したトイレ内の改修工事を行うための設計委託料 274 万円、改修工事費 5,000 万円を計上しました。また、中央保育所は児童用和式トイレを洋式化することで、ウイルスの感染を大幅に減少できるため、トイレ改修工事費 130 万円を計上しております。以上となります。

○消防長（秋山龍司君） 続きまして、消防本部、秋山でございます。それでは、項目 15 になります。消防救急業務における感染症予防対策事業、1,186 万 3,000 円につきましては、救急活動において、疑似患者を含む新型コロナウイルス感染症傷病者に対し、適切な応急処置を行い、医療機関への搬送に携わることから、救急隊員の感染及び他者へ拡大

させないようにするため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、必要な感染防止資器材を購入するもので、各署所要の殺菌用ロッカーや救急車用オゾン発生装置を導入しつつ、感染防止衣や消毒用消耗品等を確保するために増額補正するものです。以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 以上が、今回の臨時交付金を活用して実施する事業となります。

続きまして、議案第 32 号、取手市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明いたします。御手元に議案書とあわせまして、令和 3 年度取手市一般会計 4 月補正予算（案）の概要を御覧いただければと存じます。中段でございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 4 億 5,248 万 1,000 円を増額し、予算総額を 377 億 6,825 万 5,000 円とするものです。先ほどもご説明申し上げましたとおり、今回の補正予算では、当初予算に計上済みの事業へ臨時交付金を充当する財源充当の変更が含まれるため、臨時交付金活用事業の総額と補正予算額の総額とは若干の差異が生じております。

続きまして、補正予算の内容について御説明させていただきますが、今回の補正予算は、その全てが臨時交付金を活用した事業となっております。そのため、歳出予算の内容につきましては説明を割愛し、歳入予算についてのみの説明とさせていただきますので、何とぞご了承願います。それでは、議案書の 6 ページを御覧ください。まず、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3 億 8,582 万 8,000 円を計上しております。次に 19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として 7,557 万 6,000 円を増額しております。同じく、ふるさと取手応援基金繰入金は、新生児特別給付金事業を当初予算に計上した際に充当していたふるさと取手応援基金を臨時交付金の充当に伴い減額するものです。21 款、諸収入、6 項、雑入は、各事業において雇用する会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分を計上しております。

以上、議案第 32 号、令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の説明を申し上げました。本日の説明は以上でございます。長時間にわたりお時間をちょうだいし、ありがとうございました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。1 つ訂正をお願いいたします。先ほど、活用事業一覧、11、指定管理者施設休業支援金の説明の中で、茨城県独自の緊急事態宣言の発令が、「令和 3 年 1 月 18 日から 22 日」と申し上げました。正確には、「令和 3 年 1 月 18 日から 2 月 22 日」までの期間となります。訂正をよろしく願いいたします。以上となります。

○議長（齋藤久代君） それでは、以上で事前説明が終わりました。ありがとうございました。議案に対する質疑は、4 月 22 日の本会議で行いますのでよろしくお願いいたします。